

交通遺児激励金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通遺児（以下「遺児」という。）がその境遇にめげず勉学に励み、心たくましく成長することを願って遺児に給付する激励金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺児 県内に居住する満18歳まで（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の者で、交通事故のため当該交通事故の発生の日から1年以内に父、母又は実質的に当該遺児を扶養していたものと会長が認めた者（以下「父母等」という。）を失った者若しくは当該事故のため父母等が生計を維持できない程度の心身障害になった者の子（事故発生の当時胎児であった者を含む。）をいう。
- (2) 激励金等 給付する激励金等は次のとおりとする。
 - イ 激励見舞金 前号に該当する遺児（事故時において県内に住所を有していた者に限る。）に対し、激励のため事故時に1回限り給付するものをいう。
 - ロ 勉学等奨励金 遺児に対し、毎年1回給付するものをいう。
 - ハ 入学祝金 小学校及び中学校に入学する遺児に対し給付するものをいう。
 - ニ 卒業等祝金
 - ① 中学校を卒業する遺児に対し給付するものをいう。
 - ② 年度末において18歳に達した遺児に対し給付するものをいう。

2 この要綱において「交通事故」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定するもので、自動車安全運転センター所長が交通事故証明書を発行したものをいう。

(激励金等の額)

第3条 給付する激励金等の額は次のとおりとする。

- (1) 激励見舞金 遺児の発生した世帯1世帯につき50,000円を給付する。ただし、遺児が複数ある場合、2人目以降は1人につき50,000円を加算して給付する。
- (2) 勉学等奨励金 次の基準により給付する。
 - ① 年度末の年齢が12歳までの遺児：1人につき年額60,000円
 - ② 年度末の年齢が13歳から15歳までの遺児：1人につき年額80,000円

- ③ 年度末の年齢が16歳から18歳までの遺児：1人につき年額120,000円
- (3) 入学祝金 次の基準により給付する。
 - ① 小学校に入学する遺児：1人につき50,000円
 - ② 中学校に入学する遺児：1人につき70,000円
- (4) 卒業等祝金 次の基準により給付する。
 - ① 中学校を卒業する遺児：1人につき70,000円
 - ② 年度末の年齢が18歳の遺児：1人につき120,000円

(遺児の把握及び申請書の交付)

第4条 各市町村交通安全母の会（以下「市町村交母」という。）及び各地区交通安全母の会連合会（以下「地区連合会」という。）は、管内の遺児の把握に務め、該当する遺児を把握した場合は、すみやかに該当する激励金等にかかる申請書（別記様式第1号）を遺児の保護者に交付するものとする。

(市町村合併前の交通安全母の会について)

2 市町村交母には、市町村合併が行われた市町村において、合併前の市町村単位で活動している交通安全母の会を含む。

(申請手続)

第5条 激励金等の給付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、交通遺児激励見舞金等給付申請書（別記様式第1号）を山形県交通安全母の会連合会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 申請者は、遺児の要件を満たす間は随時申請をすることができるものとする。ただし、激励見舞金の申請期限は、遺児となったときから1年以内とする。

3 申請書は、市町村交母が地区連合会を経由し会長に提出するものとする。市町村交母が設立されていない地域については、地区連合会が会長に提出するものとする。

4 申請者について、会長が遺児を把握し給付決定した場合は、その後の激励金等の申請を免除し、支給要件に該当する激励金等を給付するものとする。この場合、会長は遺児名簿等により遺児の状況を整理しておくものとする。

(給付の決定及び取消し)

第6条 会長は、激励金等の給付にかかる申請があった場合、内容を審査し適当と認めるときは激励金等の給付を決定するものとする。

2 会長は、激励金等の給付を決定したときは、当該地区連合会を経由し該当市町村交母（市町村交母が設立されていない地域については、地区連合会）を通

じて、申請者あて激励見舞文を交付することにより給付決定の通知を行うものとする。

- 3 会長は、遺児が県外に転出、死亡、解除を申し出た場合、若しくは保護者が再婚した場合には給付を取り消すことができる。

(他都道府県からの転入者)

第7条 他の都道府県から転入した遺児については、この要綱の第4条から第6条の規定に準じて取り扱うものとする。

(激励金等の給付)

第8条 この激励金等の給付については、該当市町村交母（市町村交母が設立されていない地域については、地区連合会）の会長が、遺児の家庭を訪問のうえ、保護者（以下「受給者」という。）立会いのもと、遺児に激励見舞文とともに給付するものとする。ただし、受給者が希望する場合は、受給者への給付又は受給者の指定する口座への振込により給付することができる。

- 2 激励金等の給付時期は、次の各号によるものとする。

- (1) 激励見舞金 その都度
- (2) 勉学等奨励金 12月
- (3) 入学祝金 5月
- (4) 卒業等祝金 3月

- 3 激励金等の給付範囲については、交通遺児となった日から1年以内の申請があったものに限り、該当する激励金等を全て給付する。ただし、申請時に要綱第2条第1項第1号に定める遺児の定義に該当する者に限る。

(金券の給付)

第9条 会長は、遺児及び受給者に対し、次のとおり金券を給付する。

- (1) 映画券 遺児及び受給者1人につき1,800円
- (2) 食事券 遺児及び受給者1人につき5,000円

(届出)

第10条 受給者は、受給者又は遺児の、住所又は氏名に変更があったときは、内容変更届出書(別記様式第2号)を会長に提出するものとする。

- 2 届出書は、この要綱の第5条第3項の規定に準じて取り扱うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 この給付金の申請及び給付にあたって知り得た個人情報については、本

人の不利益とならないように十分配慮しなければならない。

(疑義等の取り扱い)

第12条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、常任理事会においてその取扱いを決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月25日から施行する。
- 2 遺児激励金贈呈要綱により贈呈されていた激励金等は、この要綱の同種の激励金等として取り扱うものとして給付するものとする。この場合、名簿等により状況を把握している遺児については、申請を免除するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月22日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日より施行する。

交通遺児激励見舞金等給付申請書

年 月 日

山形県交通安全母の会連合会長 殿

申請者（親権者）

住 所

連絡先

氏 名

印

交通遺児激励見舞金、交通遺児勉学等奨励金及び交通遺児入学・卒業等祝金の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

交通遺児	ふりがな 氏 名				
	生年月日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	
	学校名 学 年	第 学年(歳)	第 学年(歳)	第 学年(歳)	
	住 所				
現保 在護 の者	ふりがな 氏 名		生年 月日	年 月 日生	遺児等 との続柄
	住 所	(連絡先：)			
死 亡 ・ 廢 疾 者	氏 名		遺児等 との続柄		扶養の 有無
	生年月日	年 月 日生			
	住 所				
	日 時	年 月 日	午前・午後 時 分	死亡 不具・廢疾	第1 第2 当事者
交 通 事 故 の 発 生 状 況	事 故 発 生 年 月 日	年 月 日 午前・午後 時 分			
	場 所				
	事故の概要				

注；1. 本書には自動車安全運転センター発行の事故証明書等の写1部を添付のこと。

2. 遺児の住民票謄本1部を添付のこと。

内容変更届出書

年 月 日

山形県交通安全母の会連合会長 殿

受給者（保護者）

住 所

連絡先

氏 名

印

下記のとおり変更しましたので届出します。（変更のある項目と3を記入してください）

1 変更前

ふりがな	
受給者の氏名	
住 所	(連絡先：)
ふりがな	
遺児の氏名	
住 所	

2 変更後

ふりがな	
受給者の氏名	
住 所	(連絡先：)
ふりがな	
遺児の氏名	
住 所	

3 変更年月日

変更年月日	年 月 日
-------	-------

※遺児が複数いる場合は、「遺児の氏名」の枠内に御記入ください。